

利 用 上 の 注 意

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成28年6月1日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（ただし、以下に掲げる地域を除く。）

＜調査範囲から除外した地域＞

平成28年6月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行った。

① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

5. 鉱業、採石業、砂利採取業に関する集計について

(1) 本編は、大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業（以下「鉱業」という。）に属する事業所について産業別に集計したものである。

(2) 第1表は、産業小分類又は産業細分類が格付不能の事業所を合計に含めていることから、合計と内訳の計とは一致しない。また、第2表～第5表は、管理、補助的経済活動のみを行う事業所及び産業分類格付不能の事業所については除外していることから第1表とは数値が一致しない場合がある。

(3) 平成28年経済センサス - 活動調査では、個人経営の事業所に配布した個人経営調査票において、給与総額等、鉱業活動に係る費用、生産数量を調査項目から外し記入者負担の軽減を図っている。そのため、事業所数、従業者数、生産金額以外の集計項目について、個人経営の事業所を集計値に含めず集計を行った。

- (4) 一部集計項目について、調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス-活動調査、平成26年経済センサス-基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
- (5) 生産金額、鉱業活動に係る費用額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

6. 調査対象品目

別表参照

7. 統計表の項目の説明

- (1) 事業所数は、平成28年6月1日現在の数値である。
- 一般的に鉱山、鉱業所、選鉱場などと呼ばれているような経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。
- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、鉱業活動が継続的に行われていること。
- ・管理、補助的経済活動を行う事業所
- 主として鉱業、採石業、砂利採取業の事業所を統括する本社等として組織全体の管理統括業務、総務等現業以外の業務を行う事業所又は鉱業、採石業、砂利採取業における活動を促進するため、輸送、修理・整備等同一企業の他事業所の支援業務を行う事業所をいう。
- (2) 従業者数は、平成28年6月1日現在の数値である。
- 当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。
- なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。
- 区分は以下のとおり。
- ① 個人業主
個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。
- ② 個人業主の家族で無給の者
個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。
家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。
- ③ 有給役員（無給役員を除く）
法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

- ④ 常用雇用者
事業所に常時雇用されている人をいう。
期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。
 - ・ 正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
- ⑤ 臨時雇用者
常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- ⑥ 別経営の事業所へ出向又は派遣している者（送出者）
従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑦ 別経営の事業所から出向又は派遣されている者（受入者）
労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 売上（収入）金額は、平成27年1月から12月までの1年間に鉱業活動で取得した収入額と鉱業活動以外で取得した収入額の合計をいう。

なお、鉱業活動と鉱業活動以外の活動部門の区分については別添も参照。

- ・ その他の収入
平成27年1月から12月までの1年間に、鉱業活動以外で取得した収入額をいう。
- (4) 生産金額は、平成27年1月から12月までの1年間に、鉱業活動で取得した収入額をいう。生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。
- ① 同一企業の他の事業所に出荷した生産品も生産金額に含まれる。
 - ② 事業所から納入先へ持ち込み引き渡しの場合も、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。
 - ③ 金属鉱物の複雑鉱（多種類の金属を含む鉱物）を精錬所に出荷した場合の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれ売鉱条件によって算出する。
ア 主体鉱種
生産金額＝ {売鉱協定価格（または建値）×鉱石中金属含有量×精錬実収率}
－（粉鉱処理費＋熔練費＋精錬費＋鉱石運賃）

イ 随伴鉱種

$$\text{生産金額} = \{ \text{売鉱協定価格 (または建値)} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率} \} \\ - \text{精錬費}$$

- ④ 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃諸掛かりを差し引いたものである。複雑鉱については、精錬所に出荷した場合と同様、上記算式により算出する。
- ⑤ 事業所が産業廃棄物として取り扱うような低品位鉱を売却して得た金額は「その他の収入」に、売却に要した費用は「その他の支出額」に含まれる。

(5) 生産数量は、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、委託生産分も含まれる。

各生産品目の条件（精鉱中金属含有量、粗鉱量、精鉱量、製品など）及び定義は、次のとおりである。

① 金属鉱物

ア 事業所が高品位鉱（直送塊鉱）を精錬所に出荷している場合は、粗鉱であっても精鉱とする。

イ 同一事業所で二種以上の鉱石を同時に生産しており、共通の含有金属がある場合は、それぞれ含有金属ごとに合計している。

ウ 金属鉱物を採掘し、非鉄金属精錬まで一貫して操業している事業所は、金属鉱業部門が精鉱を精錬部門へ出荷（売鉱）しているものとする。

② 石炭及び亜炭

石炭とは、一般炭及び無煙炭をいい、原料炭は含まない。

③ 原油及び天然ガス

ア 天然ガスは、液化石油ガス、圧縮ガスなどの製品の原料として販売したものも含まれる。

イ 天然ガスの生産量には、損耗、空中放出分は含まない。

ウ 天然ガスのガス量表示の「基準状態」とは、温度 15.6 °C = 60 ° F、絶対圧 101 325Pa (760mmHg)、水蒸気で飽和された状態をいう。基準状態と標準状態の換算式は、次のとおりである。

基準状態におけるガスの体積量 (千m³)

$$= 1.076 \times \text{標準状態におけるガスの体積量 (千m}^3\text{)}$$

エ その他の原油・天然ガスは、自ら採ガスした天然ガス（随伴ガス）から生産したものに限られる。

④ 採石、砂・砂利・玉石採取

採石、砂・砂利・玉石採取は、採取した場所での洗浄分も含まれる。

⑤ 窯業原料用鉱物などの非鉄金属鉱物

鉱物の採掘から生石灰、消石灰、タンカル、シャモット、ドロマイトクリンカー、活性白土など加工度の高い製品まで一貫して生産している場合は、精鉱をこれらの製品の製造部門に売り渡したものとする。

(6) 鉱業活動に係る費用額は、平成27年1月から12月までの1年間に、事業所が鉱業活動を営む上で投入した費用であり、福利厚生費などの鉱業活動に直接かかわらない経費は含まない。

- ① 原料使用額
当該事業所が他の事業所から鉱石を購入（又は受け入れ）し、選鉱して精鉱（製品）を生産している場合の鉱石の購入金額（受け入れた鉱石は市価に換算）をいう。
- ② 資材使用額
木材、鉄鋼材、鉄鋼製品、プラスチック製品、電線、セメント、石油製品、爆薬火工品、選鉱剤用材、溶剤、その他の資材などの使用額をいう。
- ③ 燃料・電力使用額
次の「ア」と「イ」の合計金額をいう。
ア 燃料とは、ガソリン、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、液化石油ガス（LPG）、石炭、石炭コークス、炭鉱ガス抜きガス、天然ガス、都市ガスなどの使用額をいい、自家発電のうち「売電（他の事業所に融通した電力を含む）」に使用した燃料などの使用額は含まない。
イ 電力とは、実際に使用した「購入電力」及び「自家発電」（使用数量×発電単価）の金額をいう。
- ④ その他の支出額
保管料、修繕費、保険料、賃借料、租税公課、交際費、通信費、水道費、研究開発費、家賃地代、組合費、賦課金、棚卸資産減耗費などをいう。
- ⑤ 減価償却費
有形固定資産の減価償却費の合計金額をいう。
- (7) 付加価値額は、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間に事業所の鉱業活動によって新たに生み出された価値のことで、下記算式により算出している。
付加価値額＝生産金額－鉱業活動に係る費用額（原料使用額＋資材使用額＋燃料・電力使用額＋その他の支出額＋減価償却額）
- (8) 給与総額等(年間)は、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間に有給役員、常用雇用者及び臨時雇用者に対して支給された給与、退職金等の総額をいう。
- ① 給与総額（年間）
有給役員、常用雇用者及び臨時雇用者に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）総額をいう。
- ② その他の支給額（年間）
有給役員及び常用雇用者に対する退職金及び解雇予告手当、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく災害補償給付金及び帰郷旅費、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく諸給付金などをいう。
- (9) 経営組織は、「個人経営」、「法人（外国の会社を除く）」、「外国の会社」及び「法人でない団体」に区分される。
- ① 個人経営
個人が事業を営んでいる場合をいう。
会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。
- ② 法人
法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

ア 会社

株式会社（有限会社を含む）、合資・合名会社、合同会社をいう。

イ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、上記アの会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

③ 外国の会社

外国において設立された法人の支店、営業所などで会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

④ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(10) 資本金は、平成 28 年 6 月 1 日現在で払い込み済みの資本金の額である。

8. 地域区分

この統計表で使用している経済産業局の地域区分は、次のとおりである。

北海道	経済産業局	北海道
東北	〃	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	〃	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	〃	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	〃	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	〃	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	〃	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州	〃	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	総合事務局 経済産業部	沖縄県

9. 記号及び注記

該当数字がないものは「-」とした。

「x」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

10. その他の注意事項

(1) この統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）の表記をお願いします。

- (例) ・資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス - 活動調査 鉱業，採石業，砂利採取業編」
・「平成28年経済センサス - 活動調査 鉱業，採石業，砂利採取業編」（総務省・経済産業省）より
・総務省・経済産業省が12月25日に発表した「平成28年経済センサス - 活動調査 鉱業，採石業，砂利採取業編」によると・・・

(2) 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号
総務省統計局統計調査部経済統計課
電話 (直通) 03-5273-1389
URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
電話 03-3501-1511 内線2881～2884
URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

調査対象品目

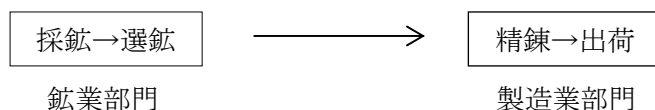
番号	品目名(条件)	数量単位	内 容 例 示
金属鉱物			
05111	金鉱(精含量)	g	金鉱、砂金
05112	銀鉱(精含量)	kg	銀鉱、輝銀鉱、濃紅銀鉱
05121	鉛鉱(精含量)	t	鉛鉱、方鉛鉱
05122	亜鉛鉱(精含量)	t	亜鉛鉱、閃亜鉛鉱
05131	鉄鉱(精含量)	t	鉄鉱、赤鉄鉱、磁鉄鉱、褐鉄鉱
05191	銅鉱(精含量)	t	銅鉱、黄銅鉱、赤銅鉱、斑銅鉱
05199	その他の金属鉱物	—	白金鉱、硫化鉄鉱、すず鉱、砂すず、アンチモン鉱、水銀鉱、そう鉛鉱、砂鉄鉱、タングステン鉱、マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、ひ鉱 など
石炭・亜炭			
05211	石炭(精炭)	t	一般炭、無煙炭、れき(瀝)青炭、石炭水洗、石炭選炭、褐炭(亜炭を除く)
05221	亜炭(精炭)	t	亜炭
原油・天然ガス			
05311	原油	kl	原油、天然アスファルト、れき(瀝)青油
05312	天然ガス(基準状態)	1,000m ³	天然ガス
05329	その他の原油・天然ガス	—	天然ガソリン、炭酸ガス
採石、砂・砂利・玉石			
05411	花こう岩・同類似岩石(製品)	t	花こう岩、せん緑岩、はん岩、はんれい岩、片麻岩、御影石
05421	石英粗面岩・同類似岩石(製品)	t	石英粗面岩、流紋岩
05431	安山岩・同類似岩石(製品)	t	安山岩、輝石安山岩、粗面岩、ひん岩、鉄平石、根府川石、小松石 など
05441	大理石(製品)	t	大理石、結晶質石灰岩
05451	ぎょう灰岩(製品)	t	ぎょう灰岩、芦野石、伊豆若草石、大谷石、小室石、白川石、七沢石、房州石 など
05461	砂岩(製品)	t	砂岩、出雲石、多胡石 など
05471	粘板岩(製品)	t	粘板岩、玄昌石
05481	砂・砂利・玉石	—	砂、砂利、玉砂利、玉石
05491	かんらん岩(粗鉱)	t	かんらん岩、輝石かんらん岩
05492	かんらん岩(精鉱)	t	かんらん岩、輝石かんらん岩
05493	オリビンサンド(製品)	t	オリビンサンド
05499	その他の採石・砂・砂利・玉石	—	蛇紋岩、玄武岩、黒よう石、真珠岩、火山灰、軽石、庭石、鹿沼土 など
窯業原料用鉱物(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)			
05511	木節・頁岩粘土(粗鉱)	t	木節粘土、頁岩粘土
05512	木節・頁岩粘土(精鉱)	t	木節粘土、頁岩粘土
05513	がいろ目粘土(粗鉱)	t	がいろ目粘土
05514	がいろ目粘土(精鉱)	t	がいろ目粘土
05519	その他の耐火粘土	—	
05521	ろう石(粗鉱)	t	ろう石、ダイアスポア
05522	ろう石(精鉱)	t	ろう石、ダイアスポア
05523	ろう石クレー(製品)	t	ろう石クレー
05531	ドロマイト(粗鉱)	t	ドロマイト、苦灰岩、白雲石
05532	ドロマイト(精鉱)	t	ドロマイト、苦灰岩、白雲石
05541	長石(粗鉱)	t	長石
05542	長石(精鉱)	t	長石
05543	半花こう岩(粗鉱)	t	半花こう岩、アブライト
05544	半花こう岩(精鉱)	t	半花こう岩、アブライト
05545	風化花こう岩(含むサバ)(粗鉱)	t	風化花こう岩、まさ(真砂)、サバ(砂婆)、そうけい(藻珪)
05546	風化花こう岩(含むサバ)(精鉱)	t	風化花こう岩、まさ(真砂)、サバ(砂婆)、そうけい(藻珪)
05551	軟けい石(粗鉱)	t	軟けい石
05552	軟けい石(精鉱)	t	軟けい石
05553	白・炉材けい石(粗鉱)	t	白けい石、炉材けい石
05554	白・炉材けい石(精鉱)	t	白けい石、炉材けい石
05561	人造けい砂(製品)	t	人造けい砂
05562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(粗鉱)	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
05563	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(精鉱)	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
05571	石灰石(粗鉱)	t	石灰石
05572	石灰石(精鉱)	t	石灰石
05591	陶石(粗鉱)	t	陶石、天草陶石など
05592	陶石(精鉱)	t	陶石、天草陶石など
05593	陶石クレー(製品)	t	陶石クレー
05594	カオリン(粗鉱)	t	カオリン
05595	カオリン(精鉱)	t	カオリン
05599	その他の窯業原料用鉱物	—	石こう、らん晶石、けい線石、紅柱石、陶土 など
その他の鉱物			
05911	酸性白土(粗鉱)	t	酸性白土
05912	酸性白土(精鉱)	t	酸性白土
05921	ベントナイト(粗鉱)	t	ベントナイト
05922	ベントナイト(精鉱)	t	ベントナイト
05931	けいそう土(粗鉱)	t	けいそう土
05932	けいそう土(精鉱)	t	けいそう土
05941	滑石(粗鉱)	t	滑石
05942	滑石(精鉱)	t	滑石
05999	他に分類されないその他の鉱物	—	粘土(窯業原料用を除く)、絹雲母、緑泥石、ふっ(沸)石、ひる石、重晶石、ざくろ石、エメリー、トリボリー、めのう、こはく、工業用水晶、寶石、電気石、石けん石、溶岩、方解石、はたる石、りん鉱石、黒鉛、天然氷、かん水 など

<参考> 鉱業活動部門と他の活動部門との区分

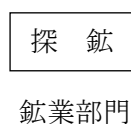
採鉱、選鉱など鉱業活動を行っている事業所が製造業など他の活動を行っている場合は、鉱業活動は以下の部分をいう。

(1) 金属鉱物に係る鉱業活動を行っている事業所

- ① 金属鉱物の採掘から精錬まで一貫して行っている事業所は、浮遊選鉱、比重選鉱、磁力選鉱など、一連の選鉱が終了するまでが鉱業部門となり、精錬、出荷は製造業部門となる。

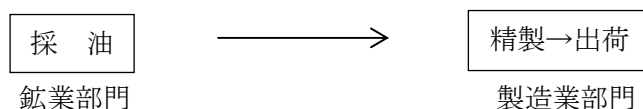


- ② 金属鉱物の採掘を行っていない場合でも、採鉱を行っている事業所については、採鉱活動のみが鉱業部門となる。

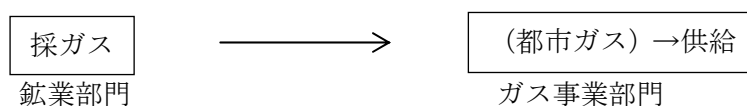


(2) 原油・天然ガスに係る鉱業活動を行っている事業所

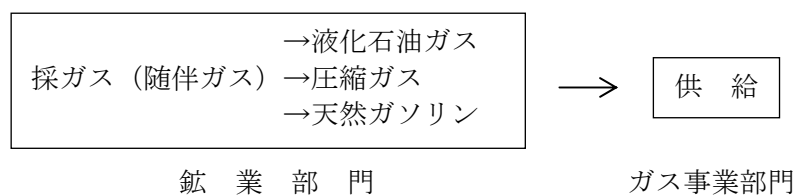
- ① 採油から石油精製まで一貫して行っている事業所は、採油に係る部分が鉱業部門となり、精製、出荷は、製造業部門となる。



- ② 天然ガスの採ガスをしている事業所が、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、一般ガス事業（一般の需要に応じて導管によりガスを供給する事業）などを行っている場合は、採ガスに係る部分が鉱業部門となり、供給はガス事業部門となる。



- ③ 自ら採ガスした天然ガス（随伴ガス）から液化石油ガス、圧縮ガス及び天然ガソリンを生産している事業所は、これらの生産部分も含めて鉱業部門となる。



(3) 採石、砂・砂利・玉石採取にかかる活動を行っている事業所

岩石の採石、砂・砂利・玉石の採取を行っている事業所は、採取現場で行う破碎、加工、洗浄は、すべて鉱業部門となり、買石もしくは砂・砂利・玉石を購入して他の場所で破碎し、洗浄だけを単独で行っている事業所は製造業部門となる。

採石、砂・砂利・玉石採取

鉱業部門

(4) 窯業原料用鉱物など非鉄金属鉱物に係る鉱業活動を行っている事業所

① 採掘現場（山元）で行う破碎、粉碎は、すべて鉱業部門となる。ただし、原石または原土をすべて買鉱して粉碎などを行っている事業所は製造業部門となる。

採鉱→選鉱→破碎→粉碎→出荷

鉱業部門

② 採掘現場（山元）で採鉱から焼成ドロマイト、シャモット、活性白土などの製造まで一貫して行っている事業所は、鉱物の乾燥、破碎、粉碎までが鉱業部門となり、焼成及び出荷は、製造業部門となる。

採鉱→選鉱（水簸を含む）	→乾燥
	→破碎
	→粉碎

→

焼成→出荷

製造業部門

鉱業部門

③ がいろ目粘土、天然けい砂の場合は、原土または原砂をすべて買鉱し、選鉱（水簸）、乾燥などを行っている事業所は、すべて鉱業部門となる。

買鉱→選鉱（水簸）→乾燥→粉碎→出荷

鉱業部門

④ がいろ目粘土の原土を全て買鉱し、選鉱（水簸）から焼成まで一貫して行っている事業所の場合は、粉碎までが鉱業部門となり、焼成及び出荷は製造業部門となる。

買鉱→選鉱（水簸）→乾燥→粉碎

→

焼成→出荷

製造業部門

鉱業部門